

◎ 令和7年～8年シーズンにおける承認制について(案)

※ 色付けセル：今回追加
※()：R6-7 シーズンの内容

		プレジャーボート	遊漁船業
承認期間		令和7年12月1日～令和8年6月30日	令和7年12月1日～令和8年9月30日 ただし、水産試験場が実施する資源評価により前年5月の資源量水準が100トン以下となる場合であって、漁業者が資源管理協定に基づき漁期を短縮する場合には、漁業者と同じ期間について承認期間を短縮する。
承認数		1,171件(1,083件)以内	40件(40件)以内
承認内容	釣法	竿を使用しない引縄釣は禁止	
	竿数	2本以内	1乗客あたり2本＋1隻あたり2本以内
	針数	竿1本につき1個〈シングルフック〉	
	保持・持ち帰り可能尾数	1日あたり5尾まで	1乗客あたり1日あたり5尾まで
承認を受けた者が対応すべき事項		標旗の掲揚	
		採捕状況報告書の提出	
		水産課監視業務への協力	
申請資格			申請時において以下の条件すべてを満たす ① 遊漁船業登録をしている者 ② 遊漁船業の適正化に関する法律を遵守 ③ 漁業に関する法令違反が確認されていない ④ 該当する琵琶湖海区漁業調整委員会指示に従わなかったことが確認されていない ⑤ 期間中において、ビワマス釣りの遊漁船業を営む事について誓約できる者
申請受付期間		10月1日～10月31日	10月15日～10月31日
申請受付方法		・インターネットによる申請 ・郵送による申請	郵送による申請
承認決定方法		承認基準を満たした申請受理数に応じ、以下にて決定 1) 1,171件以下の場合、申請受理した全ての者を承認 2) 1,172件以上の場合、申請受理した全ての者を対象とした抽選により決定 3) 上記2)による承認決定後に、承認通知に記載される期間内に手続きが行われなかった件数を上限に、1回目の抽選で外れた者のみを対象とする補充抽選を実施。	承認基準に基づき順位付けを行い、1位、2位、3位の順番に承認船舶を決定 1) 1位と2位の船舶の合計が定数を上回った場合、1位の船舶を承認し、2位の船舶にて抽選を実施。 2) 1位と2位の船舶の合計が定数以内であり、1位から3位の船舶の合計が定数を上回った場合は、1位と2位を承認し、3位の船舶にて抽選を実施。
承認基準		下記をすべて満たすこと ① 漁業に係る法令の違反が確認されていない者 ② 令和2年琵琶湖海区漁業調整委員会指示第9号、第10号および令和6年琵琶湖海区漁業調整委員会指示第2号に従わなかったことが確認されていない者 ③ 前年に承認を受けた者のうち標旗および採捕状況報告書を期限内に提出した者もしくは前年に未承認であった者 ④ 外国人漁業の規制に関する法律第3条に定める者に該当しない者 ⑤ 自らが単独で竿を操作することに同意する者	《1位》 前年に承認を受けた遊漁船のうち、標旗および採捕状況報告書を提出期限までに提出済みの遊漁船 (2位の②、3位の①、③、④、⑤、⑥、⑦の船舶を除く) 《2位》 ① 前年に承認を受けていない遊漁船 (3位の②、③、④、⑤、⑥、⑦の船舶を除く) ② 前年に承認を受けた遊漁船のうち、承認期間中の営業実態が確認できない遊漁船 《3位》 ① 前年に承認を受けた遊漁船のうち、標旗または採捕状況報告書を提出期限を過ぎて提出した遊漁船 ② 3位の①に該当する船舶を所有する遊漁船業者が申請する前年に承認を受けていない遊漁船 ③ 遊漁船業者1者が申請する3隻目以降の遊漁船 ④ 申請受付期間において遊漁船業の適正化に関する法律第7条第1項に基づく変更の届出を怠っていた遊漁船 ⑤ 遊漁船業の適正化に関する法律第4条第3項第2号に基づく業務規程を令和7年10月1日までに定めていない者 ⑥ 遊漁船業の適正化に関する法律第20条に基づく業務改善命令を受けている者 ⑦ 前年に承認を受けたにも関わらず、提出物を提出しなかった遊漁船
手数料	交付手数料	2,850円	
	再交付手数料	2,450円	

		遊漁船業	プレジャーボート
承認期間		令和7年12月1日～令和8年9月30日 ただし、水産試験場が実施する資源評価により前年5月の資源量水準が100トン以下となる場合であって、漁業者が資源管理協定に基づき漁期を短縮する場合には、漁業者と同じ期間について承認期間を短縮する。	令和7年12月1日～令和8年6月30日
承認数		40件(40件)以内	1,171件(1,083件)以内
承認内容	釣法	竿を使用しない引縄釣りは禁止	
	竿数	1乗客あたり2本＋1隻あたり2本以内	2本以内
	針数	竿1本につき1個(シングルフック)	
	保持および持ち帰り可能尾数	1乗客あたり1日あたり5尾まで	1日あたり5尾まで
承認を受けた者が対応すべき事項		標旗の掲揚 採捕状況報告書の提出 水産課監視業務への協力	
申請資格		申請時において以下の条件すべてを満たす ① 遊漁船業登録をしている者 ② 遊漁船業の適正化に関する法律を遵守している者 ③ 漁業に関する法令の違反が確認されていない者 ④ 令和2年琵琶湖海区漁業調整委員会指示第9号、第10号および令和6年琵琶湖海区漁業調整委員会指示第〇号に従わなかったことが確認されていない者 ⑤ 令和7年12月1日から令和8年9月30日までの間において、ビワマス釣りの遊漁船業を営む事について誓約できる者	
申請受付期間		令和6年～7年シーズンと同程度 (令和6年10月15日～10月31日) (令和6年9月20日～10月31日)	
申請受付方法		郵送による申請	1) インターネットによる申請 2) 郵送による申請
承認決定方法		1) 下記承認基準に基づき順位付けを行い、1位、2位、3位の順番に承認船舶を決定 2) 1位と2位の船舶の合計が承認定数を上回った場合は、1位の船舶を承認し、2位の船舶にて抽選を実施。 3) 1位と2位の船舶の合計が定数以内であり、1位から3位の船舶の合計が定数を上回った場合は、1位と2位を承認し、3位の船舶にて抽選を実施。	1) 申請受理数が1,171件以下の場合は、申請を受理した全ての者を承認 2) 承認受理数が1,172件以上の場合は、抽選により決定
		審査対象となった船舶を承認基準に沿って順位付けを行い、1位、2位、3位の順番に決定 《1位》 前年に承認を受けた遊漁船のうち、標旗および採捕状況報告書を提出期限までに提出済みの遊漁船(2位の②、3位の①、③、④、⑤、⑥、⑦の船舶を除く) 《2位》 ① 前年に承認を受けていない遊漁船(3位の②、③、④、⑤、⑥、⑦の船舶を除く) ② 前年に承認を受けた遊漁船のうち、承認期間中の営業実態が確認できない遊漁船	下記条件をすべて満たすもの ① 漁業に係る法令の違反が確認されていない者 ② 令和2年琵琶湖海区漁業調整委員会指

承認基準		《3位》 ① 前年に承認を受けた遊漁船のうち、標旗または採捕状況報告書を提出期限を過ぎて提出した遊漁船 ② 3位の①に該当する船舶を所有する遊漁船業者が申請する前年に承認を受けていない遊漁船 ③ 遊漁船業者1者が申請する3隻目以降の遊漁船 ④ 申請受付期間において遊漁船業の適正化に関する法律第7条第1項に基づく変更の届出を怠っていた遊漁船 ⑤ 遊漁船業の適正化に関する法律第4条第3項第2号に基づく業務規程を令和7年10月1日までに定めていない者 ⑥ 遊漁船業の適正化に関する法律第20条に基づく業務改善命令を受けている者 ⑦ 前年に承認を受けたにも関わらず、提出物を提出しなかった遊漁船	示第9号、第10号および令和5年琵琶湖海区漁業調整委員会指示第3号に従わなかったことが確認されていない者 ③ 前年に承認を受けた者のうち標旗および採捕状況報告書を期限内に提出した者もしくは前年に未承認であった者 ④ 外国人漁業の規制に関する法律第3条に定める者に該当しない者
手数料	交付手数料	2,850 円	
	再交付手数料	2,450 円	